



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

○ 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（青少年・児童家庭課）	4
○ 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（青少年・児童家庭課）	34
○ 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（障害保健福祉課）	39
○ 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（障害保健福祉課）	44
○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（医務課）	48
○ 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	53
○ 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（労政能力開発課）	54
○ 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（労政能力開発課）	57
○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課）	57
○ 沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（都市計画・モノレール課）	58
○ 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）	68
○ 沖縄県流域下水道条例（下水道課）	70
○ 沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例（住宅課）	73
○ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）	76

公布された条例のあらまし

- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第85号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
 - 2 最低基準の目的について定めることとした。（第2条）
 - 3 用語の定義について定めることとした。（第3条）
 - 4 最低基準の向上等について定めることとした。（第4条及び第5条）
 - 5 児童福祉施設の一般原則等について定めることとした。（第6条から第21条まで）
 - 6 助産施設の種類等について定めることとした。（第22条から第25条まで）
 - 7 乳児院の設備の基準等について定めることとした。（第26条から第35条まで）
 - 8 母子生活支援施設の設備の基準等について定めることとした。（第36条から第44条まで）
 - 9 保育所の設備の基準等について定めることとした。（第45条から第52条まで）
 - 10 児童厚生施設の設備の基準等について定めることとした。（第53条から第56条まで）
 - 11 児童養護施設の設備の基準等について定めることとした。（第57条から第66条まで）
 - 12 福祉型障害児入所施設の設備の基準等について定めることとした。（第67条から第75条まで）
 - 13 医療型障害児入所施設の設備の基準等について定めることとした。（第76条から第80条まで）
 - 14 福祉型児童発達支援センターの設備の基準等について定めることとした。（第81条から第86条まで）
 - 15 福祉型児童発達支援センターの設備の基準等について定めることとした。（第87条から第90条まで）
 - 16 情緒障害児短期治療施設の設備の基準等について定めることとした。（第91条から第98条まで）
 - 17 児童自立支援施設の設備の基準等について定めることとした。（第99条から第109条まで）
 - 18 児童家庭支援センターの設備の基準等について定めることとした。（第110条から第112条まで）
 - 19 規則への委任について定めることとした。（第113条）
 - 20 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）

- 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第86号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。 (第1条)
 - 2 用語の定義について定めることとした。 (第2条)
 - 3 基本方針について定めることとした。 (第3条)
 - 4 婦人保護施設の設備及び運営について定めることとした。 (第4条から第17条まで)
 - 5 規則への委任について定めることとした。 (第18条)
 - 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。 (附則)
- 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第87号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。 (第1条)
 - 2 用語の定義について定めることとした。 (第2条)
 - 3 基本方針について定めることとした。 (第3条)
 - 4 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めることとした。 (第4条から第19条まで)
 - 5 規則への委任について定めることとした。 (第20条)
 - 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。 (附則)
- 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第88号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。 (第1条)
 - 2 用語の定義について定めることとした。 (第2条)
 - 3 基本方針について定めることとした。 (第3条)
 - 4 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。 (第4条から第17条まで)
 - 5 規則への委任について定めることとした。 (第18条)
 - 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。 (附則)
- 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（条例第89号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。 (第1条)
 - 2 用語の定義について定めることとした。 (第2条)
 - 3 病床数の補正の基準等について定めることとした。 (第3条及び第4条)
 - 4 専属薬剤師設置義務の基準について定めることとした。 (第5条)
 - 5 病院及び診療所の人員及び施設に関する基準について定めることとした。 (第6条から第9条まで)
 - 6 規則への委任について定めることとした。 (第10条)
 - 7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。 (附則)
- 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（条例第90号）
 - 1 普通調整交付金の総額について、調整交付金の総額の9分の6に改めることとした。 (第3条関係)
 - 2 特別調整交付金の総額について、調整交付金の総額の9分の3に改めることとした。 (第4条関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。 (附則)
- 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（条例第91号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。 (第1条)
 - 2 用語の定義について定めることとした。 (第2条)
 - 3 職業能力開発校の施設以外の施設で行うことができる職業訓練について定めることとした。 (第3条)
 - 4 職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練について定めることとした。 (第4条)
 - 5 普通課程及び短期課程の訓練基準について定めることとした。 (第5条及び第6条)
 - 6 無料とする職業訓練について定めることとした。 (第7条)
 - 7 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格について定めることとした。 (第8条)
 - 8 規則への委任について定めることとした。 (第9条)
 - 9 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。 (附則)
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第92号）

- 1 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第5条関係)
2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第93号）
1 中城湾港新港地区に設置する移動式荷役機械の使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表第2関係)
2 この条例は、平成25年3月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（条例第94号）
1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
3 県が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めることとした。(第3条及び別表)
4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第95号）
1 条例の趣旨に、都市公園の設置基準に関し必要な事項を定めることを加えることとした。(第1条関係)
2 都市公園の配置及び規模の基準について定めることとした。(第2条の2関係)
3 公園施設の建築面積の基準について定めることとした。(第2条の3関係)
4 公園施設の建築面積の基準の特例について定めることとした。(第2条の4関係)
5 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県流域下水道条例（条例第96号）
1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
3 流域下水道の設置について定めることとした。(第3条)
4 排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準について定めることとした。(第5条)
5 排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準について定めることとした。(第6条及び第7条)
6 適用除外について定めることとした。(第8条)
7 終末処理場の維持管理について定めることとした。(第9条)
8 規則への委任について定めることとした。(第10条)
9 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例（条例第97号）
1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
3 健全な地域社会の形成について定めることとした。(第3条)
4 良好な居住環境の確保について定めることとした。(第4条)
5 費用の縮減への配慮について定めることとした。(第5条)
6 公営住宅等の敷地の基準について定めることとした。(第6条及び第7条)
7 公営住宅の住棟等、住宅、戸等の基準について定めることとした。(第8条から第13条まで)
8 共同施設の基準について定めることとした。(第14条から第17条まで)
9 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第98号）
1 入居者資格に係る収入基準を定めることとした。(第6条関係)
2 1に伴い、所要の改正を行うこととした。(第7条、第55条及び第58条関係)
3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。(附則)

条 例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第85号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 助産施設（第22条—第25条）
- 第3章 乳児院（第26条—第35条）
- 第4章 母子生活支援施設（第36条—第44条）
- 第5章 保育所（第45条—第52条）
- 第6章 児童厚生施設（第53条—第56条）
- 第7章 児童養護施設（第57条—第66条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第67条—第75条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第76条—第80条）
- 第10章 福祉型児童発達支援センター（第81条—第86条）
- 第11章 医療型児童発達支援センター（第87条—第90条）
- 第12章 情緒障害児短期治療施設（第91条—第98条）
- 第13章 児童自立支援施設（第99条—第109条）
- 第14章 児童家庭支援センター（第110条—第112条）
- 第15章 雜則（第113条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の向上)

第4条 知事は、沖縄県社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(最低基準と児童福祉施設)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及び入所している者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第7条 児童福祉施設においては、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意

と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置をとるとときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第16条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第3項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

3 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払いを受けた金銭の管理)

第17条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第18条 児童福祉施設においては、入所する者の援助に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(児童福祉施設に備える帳簿)

第19条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第20条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければなら

ない。

- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第22条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

- 2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）の病院又は診療所である助産施設をいう。
- 3 第2種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第23条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

第24条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第25条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 乳児院

(設備の基準)

第26条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 前号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

第27条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

(2) 前号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第28条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児20人以下を入所させる施設にあっては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 乳児院は、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、大学等（大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学をいう。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学をいう。以下同じ。）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 前各項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

第29条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 前項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(乳児院の長の資格等)

第30条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人

格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

- (1) 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

第31条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

- 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第16条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。
- 3 乳児院は、入所している乳幼児の家庭環境の調整に当たっては、当該乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第32条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第33条 乳児院の長は、第31条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第34条 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定

期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第35条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター（以下「市町村保健センター」という。）その他関係機関等と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第36条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (3) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。
- (4) 前3号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第37条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、大学等の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 前3項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第38条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を

受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
 - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (母子支援員の資格)

第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条第1項に規定する地方厚生局の長又は同法第19条第1項に規定する地方厚生支局の長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 高等学校等（高等学校（学校教育法の規定による高等学校をいう。以下同じ。）、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校又は学校教育法の規定による中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第40条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家

庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第41条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第42条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第43条 第36条第2号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第47条第2項を除く。）を準用する。

2 前項において準用する保育士の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子自立支援員（以下「母子自立支援員」という。）、児童の通学する学校、児童相談所、同法第6条第6項に規定する母子福祉団体（以下「母子福祉団体」という。）及び職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条第1項に規定する公共職業安定所（以下「公共職業安定所」という。）並びに必要に応じ児童家庭支援センター、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所、同法第36条に規定する婦人保護施設、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他関係機関等と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第5章 保育所

(設備の基準)

第45条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (3) 前2号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

(保育所の設備の基準の特例)

第46条 第15条第1項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす保育所は、満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(職員)

第47条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(保育時間)

第48条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第49条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

(保護者との連携)

第50条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第51条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法

第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第52条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用及び当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第53条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戲室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 高等学校等を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

- (6) 規則で定める要件に該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事）が適當と認めたもの
(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第55条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。
(保護者との連絡)

第56条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、その保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第57条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (3) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。
- (4) 前3号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第58条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならぬ。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かぬことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、大学等の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 前各項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(児童養護施設の長の資格等)

第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
 - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- 2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学等の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校等を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適當と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適當と認めたもの
(養護)

第61条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第62条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第63条 児童養護施設の長は、第61条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について

て、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第64条 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第65条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第66条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他関係機関等と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第67条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあっては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあっては医務室及び静養室を設けないことができる。
- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、前号に規定する設備のほか、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1号に規定する設備のほか、次の設備を設けること。
 - ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
 - イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1号に規定する設備のほか、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けるこ

と。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1号に規定する設備のほか、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設において、階段を設ける場合にあっては、その傾斜を緩やかにすること。

(7) 前各号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第68条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。

- 7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 9 前各項に定める職員のほか、福祉型障害児入所施設には、心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 10 心理指導担当職員は、大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 11 前各項に規定する職員の員数等の基準は、規則で定める。

(生活指導及び学習指導)

第69条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

- 2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第62条第2項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第70条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

- 2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第62条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第71条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第72条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第65条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第73条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導についてその協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第74条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、隨時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。この場合において、当該診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第75条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第76条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、前号に規定する設備のほか、静養室を設けること。
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第1号に

規定する設備のほか、屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けるとともに、階段を設ける場合にあっては、その傾斜を緩やかにすること。

(職員)

第77条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第2項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

5 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

6 前各項に規定する職員の員数等の基準は、規則で定める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第78条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第74条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第79条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設における第16条第1項に規定する入所時の健康診断については、第75条第2項の規定を準用する。

(児童と起居を共にする職員等)

第80条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下

この項において同じ。)において、児童指導員又は保育士に児童と起居を共にさせる場合については第65条の規定を、生活指導及び学習指導を行う場合については第69条の規定を、職業指導を行う場合については第70条の規定を、医療型障害児入所施設の長が行う保護者等との連絡については第73条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長が行う計画の作成等については、第71条の規定を準用する。

第10章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第81条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、前号に規定する設備のほか、静養室を設けること。
- (3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1号に規定する設備のほか、聽力検査室を設けること。
- (4) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (5) 前各号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第82条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならぬ。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 6 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 7 前各項に規定する職員の員数等の基準は、規則で定める。

(生活指導及び計画の作成)

第83条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導については第69条第1項の規定を、同センターの長が行う計画の作成等については第71条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第84条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導についてその協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第85条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第86条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第74条の規定を準用する。

第11章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第87条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- (2) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けるとともに、階段を設ける場合にあっては、その傾斜を緩やかにすること。

(職員)

第88条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第89条 医療型児童発達支援センターにおける第16条第1項に規定する入所時の健康診断については、第75条第2項の規定を準用する。

(生活指導等)

第90条 医療型児童発達支援センターにおいて、生活指導を行う場合については第69条第1項の規定を、同センターの長が行う計画の作成等については第71条の規定を、同センターの長が行う保護者との連絡については第84条の規定を準用する。

第12章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第91条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 前号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第92条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならな

い。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、大学等の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 前各項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第93条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者
 - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- 2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第94条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活

を當むことができるようすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第95条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第96条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第97条 情緒障害児短期治療施設については、第65条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第98条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他関係機関等と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第13章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第99条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第57条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第100条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経

験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、大学等の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 前各項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第101条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあっては、3年以上）従事した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める期間の合計が5年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあっては、3年以上）であるもの

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (4) 大学等の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号に定める期間の合計が2年以上であるもの
- (5) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号に定める期間の合計が2年以上であるもの
- (6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号に定める期間の合計が2年以上であるもの
- (7) 高等学校等を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号に定める期間の合計が5年以上であるもの
- (8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭とな

る資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

第103条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第104条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第62条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第105条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第106条 児童自立支援施設は、自らその行う法第44条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第107条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第108条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他関係機関等と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第109条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、隨時心理
学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければ
ならない。

第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第110条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第111条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第112条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向
の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委
員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、売春防止法第35条第
1項及び第2項に規定する婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健及び精
神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健
福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確
に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うと
ともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第15章 雜則

(規則への委任)

第113条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定
める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年6月17日前から引き続き存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第26条第1号、第27条第1号、第36条第1号又は第57条第1号（第99条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条第1号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、第27条第1号中「室及び相談室」とあるのは「室」と、第36条第1号中「、集会、学習等を行う室及び相談室」とあるのは「及び集会、学習等を行う室」と、第57条第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。
- 3 平成23年6月17日前から引き続き乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第28条第2項、第58条第2項又は第100条第2項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。
- 4 平成23年9月1日前から引き続き乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長である者については、第30条第1項、第38条第1項又は第59条第1項の規定にかかわらず、当該施設の長である者とみなす。
- 5 昭和62年3月9日前から引き続き存する乳児又は幼児を通じて30人未満を入所させる保育所については、必要に応じ第45条に定める設備の一部を設けないことができる。
- 6 平成10年4月1日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条各号、第82条各号又は第83条各号に該当する者は、第101条第1項各号、第102条各号又は第103条各号に該当する者とみなす。
- 7 平成10年4月1日前に児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令による改正前の児童福祉施設最低基準第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第101条から第103条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第86号

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 婦人保護施設においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

4 婦人保護施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、婦人保護施設の職員に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(基準の向上)

第4条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第5条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第6条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならぬ。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第7条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第9条 婦人保護施設には、婦人保護施設の長（次条において「施設長」という。）、入所者を指導する職員、調理員及び婦人保護施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業に3年以上従事したものであること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第11条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

（自立の支援等）

第12条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

- 3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。
- 4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第14条 婦人保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期に健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(秘密保持等)

第16条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第17条 婦人保護施設は、婦人相談所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、福祉事務所、都道府県警察、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第23条第1項に規定する公共職業安定所、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第3項に規定する公共職業能力開発施設その他の関係機関及び売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員、母子及び寡婦福祉法第8条第1項に規定する母子自立支援員、民生委員法（昭和23年法律第198号）第3条に規定する民生委員、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項に規定する児童委員、保護司法（昭和25年法律第204号）第2条第1項に規定する保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第87号

沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活

動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第4条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 前各号に定めるもののほか、運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第5条 地域活動支援センターは、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他当該地域活動支援センターの立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、災害ごとの防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第6条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。
(記録の整備)

第7条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関し、規則で定める事項について記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(規模)

第8条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこことにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等ができる場所
- (2) 便所

(職員の配置の基準)

第10条 地域活動支援センターには、規則で定める基準により施設の長（以下この条にお

いて「施設長」という。) 及び指導員を置かなければならない。

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第11条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 前項の場合において、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 地域活動支援センターは、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に直接当該金銭の支払を求めることが適当である場合には、当該利用者等に対し、金銭の支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第13条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 前項の場合において、地域活動支援センターは、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第14条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第15条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災

害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第16条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第17条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第88号

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 福祉ホームは、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った

サービスの提供に努めなければならない。

- 3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第4条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める福祉ホームの建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(運営規程)

第5条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第6条 福祉ホームは、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他当該福祉ホームの立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、災害ごとの防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。

(サービスの提供の記録)

第7条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第8条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関し、規則で定める事項について記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(規模)

第9条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第10条 福祉ホームは、次に掲げる設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室

(5) 共用室

2 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第11条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 福祉ホームは、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に当該金銭の支払を求めることが適当である場合には、当該利用者に対し金銭の支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第13条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第14条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第15条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第16条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に

迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。

- 2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。
- 5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第17条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しなければならない。
- 3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（規則への委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第89号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2 第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第3条 法第7条の2第4項の補正是次に定めるところにより行うものとする。

(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、0.05以下であるときは零）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数

当該病床の利用者の数

- (2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
- (3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。
- (4) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。
- (5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、既存病床数及び申請病床数の補正に関する事項については、規則で定める。

（介護老人保健施設に係る既存病床数）

第4条 法第7条の2第5項の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

（専属薬剤師の配置基準）

第5条 法第18条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

（病院の人員の基準）

第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定める。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護師及び准看護師
- (3) 看護補助者

- (4) 栄養士
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- (6) 理学療法士及び作業療法士
(病院の施設の基準)

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とし、規則で定める構造設備を有するものとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により纖維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
- (2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。）
- (3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。）
- (4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。）
(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第8条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定める。

- (1) 看護師及び准看護師
- (2) 看護補助者
- (3) 事務員その他の従業者
(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第9条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とし、規則で定める構造設備を有するものとする。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- (施行期日)
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(既存病床数の補正に関する経過措置)

- 2 平成12年4月1日以後に介護保険法第94条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（次項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）及び平成3年6月26日以後に介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の6の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設（次項において「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。）については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4条の規定は適用しない。
- 3 前項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第119号）による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を県において算定した後の平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条の療養病床の転換を行つた介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行つた日から同日以後最初の医療法施行規則第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、附則第2項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び第4条中「入所定員に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

(療養病床を有する病院の施設に関する経過措置)

- 5 平成13年3月1日において医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（同日から引き続き存するもの（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床

群」という。)に係る病床を有する病院であって、第7条第2号から第4号までに掲げる施設を有しないもの(同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)については、当該規定は適用しない。

(療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置)

- 6 平成13年3月1日において開設されている診療所の建物(同日から引き続き存するもの(同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧療養型病床群に係る病床を有する診療所であって、第9条各号に掲げる施設を有しないもの(同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)については、当該規定は適用しない。

沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第90号

沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

沖縄県国民健康保険調整交付金条例(平成17年沖縄県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「7分の6」を「9分の6」に改める。

第4条第2項中「7分の1」を「9分の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の沖縄県国民健康保険調整交付金条例(以下「改正条例」という。)の規定は、平成24年度分の調整交付金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年度から平成26年度までの各年度における改正条例第3条第2項の規定の適用

については、同項中「9分の6」とあるのは、「9分の8」とし、当該年度における改正条例第4条第2項の適用については、同項中「9分の3」とあるのは、「9分の1」とする。

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第91号

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）

第15条の6第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定に基づき、県が実施する職業訓練に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(職業能力開発校の施設以外の施設で行うことができる職業訓練)

第3条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- (2) 短期課程（短期間の訓練課程をいう。以下同じ。）の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練
(職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練)

第4条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の訓練基準)

第5条 普通課程（長期間の訓練課程をいう。）の普通職業訓練に係る法第19条第1項の

条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校を卒業した者若しくは同法第66条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）又は同法第1条に規定する高等学校を卒業した者若しくは同条に規定する中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、中学校卒業者等を対象とするときには2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときには1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (7) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
- (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

- (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査をもって代えることができる。
- 2 訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行うものとする。

(短期課程の訓練基準)

第6条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

- 2 訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行うものとする。

(無料とする職業訓練)

第7条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第8条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受け

た者又はこれと同等以上の能力を有する者として規則で定める者とする。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第92号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第15条の2第1項第7号」を「第15条の2第1項第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第93号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

給水施設使用料		給水量1立方メートルにつき 31.50円に水道料金を加算した額	を
給水施設使用料		給水量1立方メートルにつき 31.50円に水道料金を加算した額	に
移動式荷役機械使用料		1時間につき 26,542円	

改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第94号

沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、県が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(都市公園移動等円滑化基準)

第3条 法第13条第1項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、当該基準によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

施設名	都市公園移動等円滑化基準
1 園路 及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合することであること。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合することであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>(2) 通路は、次に掲げる基準に適合することであること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の</p>

広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。

カ 3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。

キ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ク 縁石を切り下げる場合は、切下げ部分の幅員を180センチメートル以上、すりつけ勾配を5パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ケ 通路を横断する排水溝を設ける場合は、つえ又は車椅子の車輪が落ち込まない溝蓋を設けること。

コ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロック（政令第11条第2号に規定する点状ブロック等（以下「点状ブロック等」という。）及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの）を設けること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のこと。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- キ 高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができます。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただ

し、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ク 傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する他の部分の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。

ケ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等が設けられていること。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 2の項から10の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合

するものであること。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、幅は90センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 受付カウンター又は記載台（以下「受付カウンター等」という。）を設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、受付カウンター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、8の項(2)から(5)までに掲げる基準に適合するものであること。

4 管理事務所 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所は、3の項(1)から(4)までに掲げる基準に適合するものであること。

5 野外劇場 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、2の項(1)に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口と(3)の車椅子使用者用観覧スペース及び(4)の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を90センチメートル以上とすることができます。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、8の項(2)から(5)までに掲げる基準に適合するものであること。

(5) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以

		<p>上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
6 野外音楽堂		<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂は、5の項(1)から(5)までに掲げる基準に適合すること。</p>
7 駐車場		<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 1の項に規定する通路に接続しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
8 便所		<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小</p>

便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、両側に手すりが設けられていること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 戸を設ける場合は、幅は90センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

- ウ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- エ 戸を設ける場合は、幅は90センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- オ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- カ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
- キ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (5) (2)イの便所は、(3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)ウ、オ及びカに掲げる基準に適合するものであること。

9 水飲場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
10 手洗場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
11 掲示板	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。
12 標識	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (2) 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。 (3) 必要に応じ、点字による表示を行うこと。

- (4) 8の項(2)ア又はイの規定により設けられた便所がある場合は、その位置を表示すること。
- (5) 1の項から11の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第95号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則（第1条・第2条）」
目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を 第2章 都市公園の設置基準（第2条

に、「第2章」を「第3章」に、「第3章」を「第4章」に、「第2—第2条の4）」

4章」を「第5章」に改める。

第1条中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「政令」という。」を、「都市公園の」の次に「設置基準及び」を加える。

第34条中「代わつて」を「代わって」に、「当たつて」を「当たって」に改める。

第4章を第5章とし、第3章を第4章とする。

第11条第1項及び第11条の6中「よつて」を「よつて」に改める。

第12条中「あつて」を「あって」に改める。

第14条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第17条中「あつて」を「あって」に改める。

第20条中「あつた」を「あった」に改め、同条第3号中「沿つた」を「沿った」に改め

る。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 都市公園の設置基準

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県が設置する都市公園は、国、県及び市町村が設置する都市公園の県民1人当たりの敷地面積の標準を10平方メートル以上として配置し、及び規模を定めること。
- (2) 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるよう配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようその敷地面積を定めること。
- (3) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の4 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定め

る範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県流域下水道条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第96号

沖縄県流域下水道条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の2第1項並びに法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設置)

第3条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。

名称	処理区	流域関連公共下水道の 処理区域の存する市町村
----	-----	---------------------------

中部流域下水道	那覇処理区	那覇市 浦添市 豊見城市 南風原町
	伊佐浜処理区	宜野湾市 浦添市 沖縄市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村
中城湾流域下水道	具志川処理区	沖縄市 うるま市 北中城村
中城湾南部流域下水道	西原処理区	南城市 中城村 西原町 与那原町

(流域下水道の構造の技術上の基準)

第4条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第8条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第5条 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第6条 前条に定めるもののほか、排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、か

つ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第7条 第5条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第8条 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

(終末処理場の維持管理)

第9条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第97号

沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、県が行う公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(健全な地域社会の形成)

第3条 公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第4条 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快

適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第5条 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第6条 公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第8条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第9条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、日射の適切な制御その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備さ

れる部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第10条 公営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第12条 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第13条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第14条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならぬ。

(集会所)

第15条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第16条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第17条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第98号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号イ中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同号エ中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) その者の収入がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に定める程度に該当する場合 214,000円

(ア) 身体障害 第1項第1号イ(ア)に規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する一級又は二級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 入居者又は同居者が第1項第1号ウ、エ、カ又はキに該当する者である場合

214,000円

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合 214,000円

エ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

オ 県公営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

第7条第3項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第2号オ」に改める。

第23条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第55条第2項中「第1項第2号イ」を「第1項第2号オ」に、「ア、イ又はウ」を「アからカまで」に、「ア又はウ」を「アからエまで又はカ」に、「政令第6条第5項第1号」を「214,000円」に、「改良法政令第12条の規定により読み替えて準用される政令第6条第5項第1号」を「139,000円」に、「政令第6条第5項第3号」を「158,000円」に、「改良法政令第12条の規定により読み替えて準用される政令第6条第5項第2号」を「114,000円」に改める。

第58条第1項中「第6条第1項第2号ア又はウ」を「第6条第1項第2号アからエまで又はカ」に、「同号ア又はウに掲げる」を「同号アからエまで又はカに定める」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、この条例による改正後の沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項第2号ウの規定の適用については、同号ウ中「入居者が60歳以上」とあるのは「入居者が平成25年4月1日前において57歳以上」と、「又は60歳以上」とあるのは「又は同日前において57歳以上」とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---